

長期使用構造等に係る確認料金

1. 住宅性能評価業務規程に規定する長期使用構造等に係る確認料金（消費税込）

○新築住宅（一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1）

床面積	区分	長期使用構造	
		設計住宅評価 申請あり ※5	設計住宅評価 申請なし
200㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円	45,100円
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)		45,100円
	型式認定		45,100円
	一般		69,300円
200㎡超え 1,000㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	5,500円	53,900円
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)		53,900円
	型式認定		53,900円
	一般		78,100円

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

○新築住宅（1,000㎡以内の共同住宅等 ※2）（Mは確認対象戸数）

床面積	区分	長期使用構造 ※4	
		設計住宅評価 申請あり ※5	設計住宅評価 申請なし
※3 1,000㎡以内	製造者認証 (構造・温熱共)	48,400円 + M × 3,300円	88,000円 + M × 6,600円
	製造者認証 (構造又は温熱のいずれか)	48,400円 + M × 4,400円	99,000円 + M × 7,700円
	型式認定		99,000円 + M × 7,700円
	一般		110,000円 + M × 11,000円

※2 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※3 製造者認証及び型式認定等の共同住宅等については、延床面積1000㎡超え2000㎡以内であっても、1000㎡以内の確認料金を適用できるものとする。

※4 共同住宅等の一次エネルギー消費量基準の評価方法が「住棟評価」の場合は、別途見積りとする。

※5 確認対象住戸の全てが設計住宅評価対象になっていない場合は「設計住宅評価 申請なし」を適用。

○新築住宅（1,000㎡を超える共同住宅等）

別途見積りとする。

○増築・改築および既存（建築行為なし）（一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1）

床面積	長期使用構造
200㎡以内	93,500円 ※6
200㎡超え 1,000㎡以内	104,500円 ※6

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

※6 製造者認証等の区分は無い。5-2一次エネルギー消費量の確認を行う場合は、4,400円を加算する。

○増築・改築および既存（建築行為なし）（分譲マンションおよび共同住宅等 ※2）

別途見積りとする。

※2 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

○再交付料金

再交付は、3,300円/通とする。

○変更長期使用構造等の確認料金

1. 新築住宅

- (1) 設計住宅性能評価と一体申請のときで、建設住宅性能評価書交付前の変更は、変更設計の料金。
- (2) 設計住宅性能評価ありの長期確認単独申請のときで、建設住宅性能評価書交付前の変更は、5,500円/戸とする。
- (3) 設計住宅性能評価なしの長期確認単独申請のとき、あるいは設計住宅性能評価ありであっても建設評価交付後の変更依頼は、原則として「設計住宅性能評価 申請なし」欄の確認料金の2分の1の額（共同住宅等については、基本料金の2分の1の額+戸数加算額）とする。
- (4) 大幅な変更の場合は、新規料金を適用する。

2. 既存住宅

原則として長期使用構造等確認料金の額とする。

○軽微変更該当証明の確認料金

軽微変更該当証明の確認料金は、5,500円/戸とする。